

原案の閲覧と公聴会など



道路を広げて通行をスムーズに

号) 面積〓三・一ヘクタールから一・二ヘクタールへ

□公聴会の傍聴

日時〓12月6日(水)午後7時
会場〓東公民館 申し込み〓当日会場へ直接

●公述申出書の提出

十一月二十一日(火)(必着)までに郵送または直接。住所・氏名・年齢・職業・電話番号・意見要旨(四百字以内)を書いた公述申出書を県原案は県庁都市計画課へ、市原案は市役所都市計画課へ。

●公述人の選定

同じ趣旨の意見が多数あるときは知事や市長が公述人を選定し、人数を制限します。
〓：問い合わせは県都市計画課 ☎226-3656、市都市計画課 ☎890-6948 へ。

公述人は事前に申し込みを

広瀬川河畔緑地の変更案

広瀬川河畔緑地変更の原案がまとまりました。原案の閲覧と公聴会を行います。公聴会で意見陳述を希望する人は、次のとおり公述申出書を提出してください。

□原案の閲覧

日時〓11月7日(火)〜21日(火)の
執務時間内 場所〓市役所都

市計画課

□公聴会の傍聴

日時〓11月27日(月)午後7時
会場〓総合福祉会館(日吉町二丁目) 申し込み〓当日会場へ直接

●公述申出書の提出

十一月二十一日(火)(必着)までに郵送または直接。住所・

●公述人の選定

同じ趣旨の意見が多数あるときは市長が公述人を選定し、人数を制限します。また、公述人がいないときは公聴会を開催しません。
〓：問い合わせは都市計画課 ☎890-6948 へ。

熱気いっぱいの2日間

前橋まつりが開催されました

10月14日・15日



友好都市メナーシャ市のロークス市長もみこしに飛び入り

カメラ
ルポ



練習の成果を堂々と



アーケードの屋根ぎりぎりを通る山車



そろいの法被で八木節を

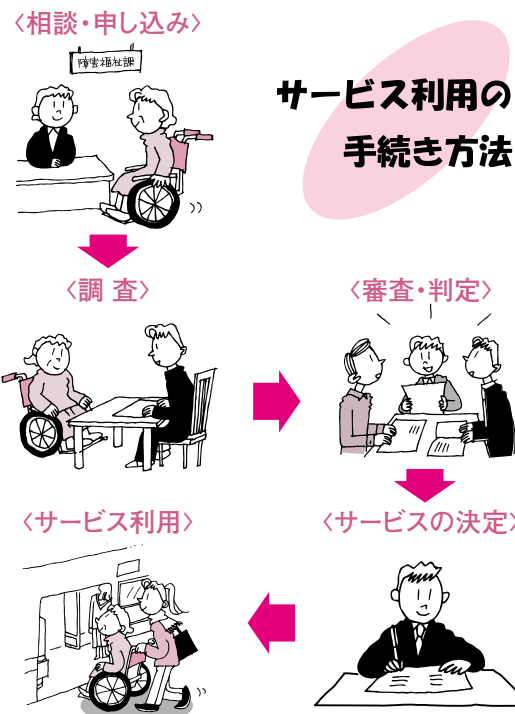


中学生が奏でる美しいハーモニー



高崎市から参加した頼政太鼓も勇壮に

サービス利用の手続き方法



手続きが変わりました

障害福祉サービスの利用

ヘルパー派遣などの障害福祉サービスの利用手続きが十月から変わりました。これまでと違い、障害の種類にかかわらず、右図のとおり共通の制度で行われます。

□相談・申し込み

サービスが必要な人は相談・利用の申請を障害福祉課へ直接。

□調査

利用申請によって、障害者の状況について調査を行います。

□審査・判定

調査結果を基にして、公平・

□サービスの決定

公正な判断をするために審査会で障害程度区分が決められます。

□サービスの利用

利用者が希望する事業者と契約し、サービスを利用します。なお、希望する障害福祉サービスによっては、手続きが異なる場合があります。

〓：問い合わせは障害福祉課 ☎219-2005 へ。